

事 務 連 絡

平成 29 年 8 月 4 日

都道府県
各 指定都市 保育担当課 御中
中 核 市

厚生労働省

子ども家庭局 保育課

社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課障害児・発達障害者支援室

保育所等における障害のある子どもに対する支援施策について

保育施策の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

保育所等における障害のある子どもの受入れは年々増加しており、保育所等における支援の一層の充実が求められているところです。

今般、障害児保育に関する実態の把握を目的として、平成 28 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業により、「障害児保育に関する調査研究報告書（平成 29 年 3 月みずほ情報総研株式会社）」が作成されました。

当該報告書において、自治体における障害児保育の実施状況や保育ニーズの内容等についてとりまとめられていることから、今後の保育所等における障害のある子どもに対する支援の参考とされるようお願いいたします。

また、障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、子どもの状況に応じて実施することが必要です。

厚生労働省においては、地方交付税措置とされている障害児保育の拡充の他、子どものための教育・保育給付費負担金における療育支援加算の創設や、本年度より実施している保育士等キャリアアップ研修を活用した障害児保育におけるリーダー的職員の育成及び処遇改善等、保育所等における障害のある子どもに対する支援の充実を図ってきたところです。

貴課におかれましては、別紙の保育所等における障害のある子どもに対する国の支援施策について、十分御了知の上、積極的に御活用いただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、管内市町村（指定都市・中核市を除き、特別区を含む。）への周知につき御配慮いただきますようお願いいたします。

別 紙

保育所等における障害のある子どもに対する国の支援施策について

1. 療育支援加算（子どものための教育・保育給付費負担金）

主任保育士を主任業務に専任させるための代替保育士の配置等の実施に係る加算（主任保育士専任加算）の対象とされており、かつ障害児を受け入れている施設において、地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に、主任保育士を補助する者を配置するために必要な経費を負担するもの。

負担率：国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

平成 29 年度補助単価

① 特別児童扶養手当支給対象児童受入施設の場合 月額：約 5 7 千円

② ①以外の障害児受入施設の場合 月額：約 3 8 千円

※ 保育所かつ、処遇改善等加算率 15% の場合

2. 障害児保育加算（子どものための教育・保育給付費負担金）

障害児を受け入れる特定地域型保育事業所（居宅訪問型保育を行う事業所を除く。）において、障害児 2 人につき、保育士 1 人を配置するために必要な経費を負担するもの。（特定教育・保育施設は加算対象外）

負担率：国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

平成 29 年度補助単価 障害児（1，2 歳児）1 人当たり月額：約 1 4 9 千円

※ 小規模保育 A 型事業所（定員 13～19 名）かつ、処遇改善等加算率 15%、地域区分「その他地域」の場合

3. 保育士等キャリアアップ研修 ※平成 29 年度より創設

（子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金）

保育現場におけるリーダー的職員の育成に関する「保育士等キャリアアップ研修」の研修分野として「障害児保育」を盛り込み、当該研修を実施するために必要な経費の一部を補助するもの。

補助率：国 1 / 2、都道府県・市町村 1 / 2

平成 29 年度補助単価：研修の実施に要する費用として厚生労働大臣が認めた額

4. 職務分野別リーダー及び専門リーダーの処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）

※平成 29 年度より創設

（子どものための教育・保育給付費負担金）

保育士等キャリアアップ研修を修了し、障害児保育を含め、職務分野別リーダー又は専門リーダーとなった職員に対して、その取組に応じた人件費の加算に必要な経費を負担するもの。

※研修に係る要件については、平成 29 年度においては課さない。また、平成 30 年度以降については、職員の研修の受講状況等を踏まえ決定。

〔 負担率：国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4
平成 29 年度補助単価
① 専門リーダー（1 人当たり） 月額：49 千円
② 職務分野別リーダー（1 人当たり） 月額：6 千円 〕

5. 保育環境改善等事業（保育対策総合支援事業費補助金）

○ 障害児受入促進事業

保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等に必要経費の一部を補助するもの。

〔 補助率：国 1 / 3、都道府県 1 / 3、市町村 1 / 3
国 1 / 3、指定都市・中核市 2 / 3
平成 29 年度補助単価案 年額：1,029 千円 〕

6. 保育所等訪問支援（障害児入所給付費等負担金）

保育所等を利用中の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、児童発達支援センター等による訪問支援を実施するために必要な費用を負担するもの。（個別給付）

〔 負担率：国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4
平成 29 年度基本報酬額：月額約 36 千円
※ 障害児 1 名が週 1 回利用した場合の基本報酬 〕

7. 地域生活支援事業（地域生活支援事業費等補助金）

① 巡回支援専門員整備

発達障害者支援に関するアセスメントや支援手法についての知識と技術を持った専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回支援を実施し、障害が気になる段階から支援を行うために必要な経費の一部を補助するもの。

〔 補助率：国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4
平成 29 年度補助単価案：厚生労働大臣が必要と認めた額 〕

② 発達障害者支援体制整備事業（ペアレントプログラム・ペアレントトレーニングの導入）

子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの「行動」の客観的な理解の仕方を学び、楽しく子育てに臨む自信を身につけることを目的としたペアレントプログラムを保育士等が実施する経費及び保護者が、自分の子どもの行動を観察して発達障害の特性を理解したり、適切な対応をするための知識や方法を学ぶペアレントトレーニングを行うための必要な経費の一部を補助するもの。

〔 補助率：国 1 / 2、都道府県 1 / 2
平成 29 年度補助単価案：1 自治体あたり年額 8,576 千円 〕

※詳細については各交付要綱等をご参照いただきますようお願いいたします。